（様式２）

誓　　約　　書

　下記事項に相違ないことを誓います。

（１）複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）もしくは単独の法人であること。

（２）コンソーシアムの構成員もしくは単独の法人は次の各号を満たすこと。

（ア） 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しないものであること。

（イ） 地方自治法施行令第１６７条の４第２項の各号に該当すると認められる事実があった後２年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

（ウ） 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。

（エ） 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。

（オ） 広島県、島根県に事業所を有する者にあっては、事業所の所在する県における県税の滞納がないこと。

（カ） 両県に事業所を有しない者にあっては、主たる事業所の所在する都道府県における都道府県税の滞納がないこと。

（キ） 複数のコンソーシアム構成員になって参加し、また、コンソーシアム構成員と単独の法人として参加するなど、重複参加していないこと。

　　　 （ク） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われている者（同法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者であっても、手続き開始の決定後、島根県が別に定める手続きに基づき、入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

　　　 （ケ） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

（コ） 発注者との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

　　 （サ） 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

令和　　年　　月　　日

広島県・島根県観光連携協議会

　会長　新田　誠　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　　（名　称）

　　　　　　　　　　　　　　　　　（代表者）　　　　　　　　　　　　　　（押印省略）